

(公 印 省 略)
健福第462-8号
令和6年11月29日

群馬県医師会長
群馬県歯科医師会長
群馬県薬剤師会長
日本チェーンドラッグストア協会群馬県支部長
群馬県薬事工業会長
群馬県歯科衛生士会長
群馬県歯科技工士会長
群馬県看護協会会長
群馬県助産師会長

} 様

群馬県健康福祉部長 中島 高志
(健康福祉課)
(医務課)
(薬務課)

令和6年 医療関係従事者等の届出について(依頼)

本県の医療行政の推進につきましては、平素より格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、標記届出は法律の規定に基づき、医師・歯科医師・薬剤師の方や、業務に従事する保健師・助産師・看護師・准看護師・歯科衛生士・歯科技工士の方は、2年に一度、12月31日現在における業務従事状況等について、届出いただく必要があり、今年度は届出年度になります。
つきましては、下記のとおり実施しますので、御承知おきいただくとともに、オンライン届出の周知等、実施に特段の御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。

記

1 根拠法令

医師法第6条第3項、歯科医師法第6条第3項、薬剤師法第9条、
歯科衛生士法第6条第3項、歯科技工士法第6条第3項、保健師助産師看護師法第33条

2 基準日

令和6年12月31日現在

3 届出対象者・届出先等

対象者	届出方法	届出先	提出期限
医師、歯科医師、薬剤師	オンライン	<u>システムを通じて厚生労働大臣</u>	令和7年 1月15日(水)
	紙	住所地を管轄する 保健所・保健福祉事務所	
歯科衛生士、歯科技工士、 保健師、助産師、看護師、 准看護師	オンライン	<u>システムを通じて都道府県知事</u>	
	紙	就業地を管轄する 保健所・保健福祉事務所	

4 オンラインによる届出

医療機関等に勤務する医療従事者については、従事先の医療機関等にとりまとめていただいた上で、インターネットによるオンライン届出が可能です。医療機関におかれましては、可能な限り、オンラインでの届出をお願いいたします。なお、オンラインでの届出が困難な場合等は、従来どおり、紙による届出も可能です（紙による届出の場合は、貴施設に勤務する届出対象者に、届出票を配布の上、御記入いただいでください）。

※1 オンラインシステムの詳細や利用方法につきましては、以下厚生労働省ホームページからマニュアル（※随時更新）を御確認ください。

<https://static.iryojujisha-todokede-sys.mhlw.go.jp/download.html>

※2 各業務従事者届の入力の際は、県ホームページに掲載の記入要領を参照いただくよう、各届出対象者へ周知をお願いします。

※3 紙による提出の場合、届出対象者から直接提出いただいで差し支えありませんが、就業先でとりまとめていただける場合は、就業地を管轄する保健所・保健福祉事務所へ一括提出することも可能です。

※4 医療機関等に勤務しない医療従事者は、紙による届出となります。

届出票様式

<https://www.pref.gunma.jp/page/167895.html>



【事務担当】

① 医師・歯科医師・薬剤師

健康福祉課総務係（027-226-2511）

② 歯科衛生士・歯科技工士

医務課医療指導係（027-226-2533）

③ 保健師・助産師・看護師・准看護師

医務課看護係（027-226-2538）